福祉行政

# 住み慣れた地域で暮らしたい

## 住民の描く暮らし実現に力を注ぐ

宮地 葉子（みやぢ ようこ） 議員

**問** 近年の人口減少や急激な高齢化は地域力が弱まり、身近なコミュニティーの維持が困難になりつつあります。区長や民生委員、消防団員等々もなり手不足が心配され、お互いの見守りや助け合いにも影響が出るのではと危惧しています。行政はどの様に捉えているでしょうか。

**答** **野村 健康福祉課長**

町としても現状を認識している。町民の方の異変等に気付いた時は、包括支援センターを中心に、町に関係する事業者と見守り協定を結んでいる。また社会福祉協議会と民生児童委員による見守り、あったかふれあいセンターの訪問活動、地域ふれあいサロンなどによる見守りを進めながら、必要に応じて必要な支援につなげる取組みをしていく。

**問** 自分の命や健康は自分で守るのが基本ですが、誰もが病気や怪我をすることもあり、年を取っていきます。自分が元気でも家族の介護も考えられ、長い一生では、いつかは福祉行政のお世話になるのではないかと思います。

「黒潮町デイサービスセンターこぶし」が今年度で終わるとお聞きしました。ある意味福祉行政の象徴的な問題ではないかと思いますが、町長は「日本一の福祉の町をめざす」と言われていますが、ビジョンをお聞きします。

**答** **大西 町長**

町は福祉行政を縮小させる方向は持っていない。役場の福祉部門、社協、あったかふれあいセンター、民間の介護保険事務所などと連携していき、さらに来年度から在宅の全町調査をかけ、実態把握に努める。

町としても誰もが住み慣れた地域でいつまでも笑顔で住み続けられる事を目標に掲げてきた。今後も変化する社会情勢に柔軟に対応し、可能な限り住民の皆様の思い描く暮らしを実現できるよう、地方自治体の政策の影響力を日々自覚しながら努力をしていきたい。

生活保護制度

## 命を守るセーフティーネットでは

### 憲法で定められた国民の権利

**問** 生活保護は明治時代、住民の命を守るため公的扶助として始まりました。

戦後、新憲法のもと生活保護法が制定され、命を守るセーフティーネットとして、保護を受けることと、不服申し立ての権利が設けられましたが、どう捉えますか。

**答** **野村 健康福祉課長**

この制度は憲法25条に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度として捉えている。

住民が楽しくつどう「あったかふれあいセンター」の一コマ